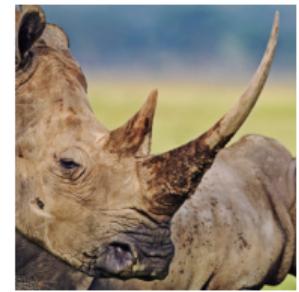


RECOMMENDATIONS

トラフィックの
第16回ワシントン条約締約国
会議の附属書改正提案に
対する見解

タイ、バンコク
2013年3月3日~14日



TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

トラフィックの第 16 回ワシントン条約締約国会議（CoP16）の附属書改正提案に対する見解

2013 年 3 月 3 日～14 日、バンコク（タイ）

トラフィックは毎回ワシントン条約締約国会議に先立ち、ワシントン条約附属書改正提案に対する見解を発表しています。

本見解は、英語、フランス語、スペイン語、日本語などの各言語で冊子にされ、CoP16 前や開催中に利用できます。

ウェブサイト（<http://www.traffic.org/cop16>【英語】、<http://www.trafficj.org/cop16/>【日本語】）からも入手できます。また本見解は、トラフィックの見方の根拠となる背景について情報を提供している、IUCN とトラフィックによる分析『IUCN ／ TRAFFIC Analyses of the proposals to amend the CITES Appendices at the 16th meeting of the Conference of the Parties』と一緒に読むことをおすすめします。

IUCN とトラフィックによる分析のサマリーや全文は下記 URL にて見ることができます。

（http://www.iucn.org/about/work/programmes/species/our_work/species_and_policy/iucn_traffic_analyses_of_proposals_cites_cop16/【英語サイト】
または、<http://www.traffic.org/cop16>【英語サイト】、<http://www.trafficj.org/cop16/cop16analyses.htm>【日本語サイト】）

入手可能なもののうち、もっとも新しい情報を活用して作成しましたが、会議期間中にはさらに新しい情報が入手できるようになると思われます。

目次

動物（提案 1~49） 3-31

植物（提案 50~71） 31-43

【文中の用語について】

和名はトランクイーストアジアジャパン調べによる。

和名および英名については、参考のために記載してあるので注意が必要である。

提案 1

[デンマーク *：イタリアンシャモア *Rupicapra pyrenaica ornata*]
附属書 I から附属書 II へ移行。

* on behalf of the European Union Member States acting in the interest of the European Union

提案 2

[エクアドル：ヴィクーニャ（ビクーナ） *Vicugna vicugna*]
エクアドルの個体群を附属書 I から附属書 II へ移行。

見解

賛成

このシャモアの亜種はイタリアの固有種で、世界的な個体数は少ないが（約 1500 頭）、数は安定あるいは増加しており、少なくとも 1 つの比較的大きな地域個体群がある。現在、いくつかの保護区内に生息し、国内でも国際的にも保護されている（例えば「ベルン条約：ヨーロッパの野生生物及び自然、生息地に関する条約」や EU の生息地指令（Habitats Directive））。2001～2010 年の間、国際取引はほとんど報告されていない。従って、この分類群はワシントン条約附属書 I に掲げるための基準を満たさない。現在のイタリアンシャモア *Rupicapra pyrenaica ornata* の掲載は、決議 9.24 付記 3（CoP15 で改正）の「ある種の一部の個体群を附属書に掲載し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない」とする規定と矛盾する。付記 4 に明記した予防措置に従い、この分類群を附属書から直ちに削除するのではなく、まず附属書 II に移行させることが提案されている。

ヴィクーニャ（ビクーナ）はアルゼンチン、チリ、ボリビア多民族国、ペルーのアンデス高地に自生し、（再）導入されたエクアドルでは、個体数が 2000～2012 年に 1,700 頭から約 5,000 頭に増加した。ボリビアとペルーの全個体群、アルゼンチンとチリの指定個体群は、すでにワシントン条約附属書 II に掲載されている。この提案の目的は、エクアドル国内の個体群を附属書 II に移行させることにより、その個体群を原料とする織物製品の国際取引を促進し、地元住民が商業的利益を受けられるようにすることである。この提案では、附属書 II に掲載されている他の個体群の掲載条件に合わせ、ヴィクーニャ保護条約（Vicuna Convention）の要件

条件付きで賛成。
上記管理計画の詳細が締約国会議で提示されること、および、附属書 II に掲載されているヴィクーニャ個体群に適用される現在の注釈と内容

が一致する注釈を付けること。

に従い、製品に「ヴィクーニヤ・(原産国名)・民芸品」と表示することが示唆されている。しかし、それを明記した注釈がなく、また、決議 9.24 (CoP15 で改正) 付記 4 の A の 2 c) に定めた予防措置の有無を判定するために必要な管理措置も示していない。2011 年にエクアドル政府により管理計画が承認されているため、それを全ワシントン条約締約国に対して提示するよう推奨する。

反対

ホッキョクグマ *Ursus maritimus* の個体数は全世界で 20,000 ~ 25,000 頭と推定され、生息域はカナダ、デンマーク (グリーンランド)、ノルウェー、ロシア、米国である。これらの個体の過半数 (約 15,000 頭) が、カナダのみに生息する個体群か、またはカナダとデンマーク (グリーンランド) もしくは米国 (アラスカ) にかけて生息する個体群である。2008 年に IUCN はホッキョクグマの世界的保護状態を危急種 (VU) と評価した。しかし、ホッキョクグマの世界的な個体数は低くなく、分布域の面積は狭くない。個体数は徐々に減少していると考えられるが、近年の著しく急速な減少は確認されていない。今後 3 世代 (45 年間) に気候変動の結果として起きると予想される衰退率は 30% 超から 50% 未満と推定される。最近の著しい衰退率に関する決議 9.24 (CoP15 で改正) 付記 5 のガイドライン数値を、この種に関して予想される衰退率に適用すると、ホッキョクグマはワシントン条約附属書 I に掲げるための生物学的基準を満たさないと考えられる。

1990 年代以来、科学標本および手回り品としての国際取引は増加しているが、商取引は増加しておらず、過去 25 年間に報告された取引の総量にはほとんど変動がない。現在、ホッキョクグマの部分および製品の商業

提案 3

[米国：ホッキョクグマ *Ursus maritimus*]

附属書 II から附属書 I へ移行。

提案 4

[オーストラリア：パーシーオオコウモリ *Pteropus brunneus*]

附属書 II から削除。

目的の輸出を許可している国はカナダのみであり、そのすべてが先住民による自給自足目的での狩猟の結果である。国際取引はこの種の狩猟の主な誘因ではないと考えられる。1990 年代以降、年に 700 ~ 800 頭のホッキョクグマが合法的に狩猟され、国際取引の規模は年に 400 頭未満（世界の個体数の約 2%）である。ホッキョクグマにとっての主な脅威は、地球規模の気候変動による生息地の海氷の後退である。取引はこの種にとり、重大な脅威とは考えられない。

パーシーオオコウモリ *Pteropus brunneus* の分類学上の位置づけは不明であり、おそらく有効な種として存在したことはないと考えられる。1859 年に標本 1 例が採集されたが、その分類は誤りで、実際にはオーストラリアオオコウモリ *P. scapulatus* であったという説が広く認められている。また、たとえパーシーオオコウモリが有効な種であるとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、それによる影響を想定する根拠はない。

賛成

附属書 II に掲載されているオオコウモリ属 *Pteropus* spp. 数種についても分類学上の位置づけに疑問がある。締約国は、この属を調査して現状を確認し、それに従い附属書改正の勧告を提出させることを、動物委員会に命じることを検討したい。

賛成

フクロオオカミ *Thylacinus cynocephalus* については、1933 年に捕獲され、1936 年に死亡したものを最後に、それ以降は記録がない。1982 年以来、IUCN の絶滅種（EX）に分類されている。再発見されることは

提案 5

[オーストラリア：フクロオオカミ *Thylacinus cynocephalus*]

附属書 I から削除。

提案 6

[オーストラリア：ミカヅキツメオワラビー *Onychogalea lunata*]

附属書Ⅰから削除。

まずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

提案 7

[オーストラリア：サバクネズミカンガルー *Caloprymnus campestris*]

附属書Ⅰから削除。

ミカヅキツメオワラビー *Onychogalea lunata* の信頼できる記録は、1956 年のものが最後であり、1982 年以来、IUCN の絶滅種（EX）に分類されている。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

提案 8

[オーストラリア：ブタシバンディクト *Chaeropus ecaudatus*]

附属書Ⅰから削除。

サバクネズミカンガルー *Caloprymnus campestris* については 1935 年以降、信頼できる記録がなく、2008 年に IUCN の絶滅種（EX）に分類されている。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

ブタシバンディクト *Chaeropus ecaudatus* の最後に確認された記録は 1907 年のものであり、1982 年以来、IUCN の絶滅種（EX）に分類されている。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

提案 9

[オーストラリア：チビミミナガバンディクト *Macrotis leucura*]
附属書Ⅰから削除。

提案 10

[ケニア：ミナミシロサイ *Ceratotherium simum simum*]
ミナミシロサイに関する注釈を次のように改正：

(下線をひいたテキストを追加)：ミナミシロサイ（南アフリカ及びスワジランドの個体群に限る。他のすべての個体群は、附属書Ⅰに掲げる。適切でかつ受入れ可能な目的地への生きている動物及びハンティングトロフィーの国際取引を専らの目的とする。南アフリカおよびスワジランド原産のハンティングトロフィーは、少なくとも CoP18まで輸出割当量 0（ゼロ）の対象とする。他のすべての標本は、附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引として規制される。)

チビミミナガバンディクト *Macrotis leucura* の最後に確認された記録は 1931 年のものであり、1982 年以来、IUCN の絶滅種（EX）に分類されている。再発見されることはずないと想われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

この提案の目的は、少なくとも第 18 回締約国会議（CoP18）までハンティングトロフィーの輸出割当量を 0（ゼロ）にするよう、南アフリカとスワジランドの附属書Ⅱ掲載個体群に適用されるミナミシロサイ *Ceratotherium simum simum* の注釈を変更することである。提案国は、近年、合法的に取得したスポーツハンティングトロフィーが、特にベトナムにおいて犀角の商取引のために違法に売買されていることを示す証拠を挙げている。南アフリカでは虚偽のハンティング行為が記録されているが、スワジランドはミナミシロサイのスポーツハンティングを許可したことがない。南アフリカ政府は虚偽のハンティングの問題を認め、ベトナム国籍の人物に対する許可書発給の停止や、ミナミシロサイのスポーツハンティングを本来のハンターのみに制限できるよう、一連の進んだ規制手段を導入した。

南アフリカはサイの保護において見事な成果を上げており、今日、世界のシロサイ個体数の 90% 以上が同国内に生息する。合法的スポーツハンティングを禁じた場合、南アフリカでサイの保護を進める誘因に深刻な打撃を与え、保護当局にとり、また、同国のシロサイの約 25% を所有する民間

賛成

反対

反対

のサイ所有者にとり、収入が減少するという影響がある。さらに、他の生息国では、国内の個体群が附属書Ⅰに掲載されていても、シロサイのハンティングトロフィーの非商業的な目的での輸出が許可されるため、この改正案は南アフリカとスワジランドに対し、事実上、それらの国よりも厳しい輸出規制をかけることになる。また、この提案を受け入れた場合、掲載を留保しようとする国が現れる可能性があり、その結果、この種に対して現在適用されているワシントン条約の効力を弱めるおそれがある。

この提案の目的は、附属書Ⅱ掲載のボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエのアフリカゾウ個体群に適用されるアフリカゾウ *Loxodonta africana* に関する注釈の変更である。

提案国の見解によれば、現在の注釈 h) に注目し、ゾウの国内個体群が附属書Ⅱに掲載されている国、またはゾウの個体群があとから附属書Ⅱに掲載されることになった国からの象牙取引の提案申請を 2017 年 11 月まで不可能にすることを提案している。しかし、この注釈はゾウの個体群がすでに附属書Ⅱに掲げられた国に適用されるため、締約国会議期間中または会議と会議の間（郵送手続きによる）の両方にワシントン条約附属書改正を提案できると定めた第 15 条および 16 条により与えられた権利を、他の生息国が行使しようとした場合、この改正案で防止できるかどうかが明白ではない。さらに、締約国は決議 11.21 (CoP14 で改正) の中で、附属書の注釈の使用について検討し、2 種類の注釈があることを認めている。それは参考的注釈（すなわち、「注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲げられていることを示す注釈」、「『絶滅の可能性あり』を意味する注釈」、「学名法に

提案 12

[ブルキナファソ、ケニア：アフリカゾウ *Loxodonta africana*]

アフリカゾウに関する注釈を次のように改正（テキストを取消し、下線をひいたテキストを追加）：

h) すでに附属書Ⅱに掲げられているいずれの個体群からの象牙取引をも認めための提案は、第 14 回締約国会議から上記 g) の i)、ii)、iii)、vi) 及び vii) の規定に基づき行われる単一の象牙の取引日から 9 年が経過するまでの期間、締約国会議に提出されない。また、そのような追加の提案は決定 14.77 及び 14.78 に基づいて取り扱われる。

提案 13

[ベニン、セネガル、シエラレオネ：アフリカマナティー
Trichechus senegalensis]

附属書 II から附属書 I へ移行。

関する注釈」)、そして実質的な注釈(すなわち、「指定された地理的に離れた個体群、亜種、種、種の集団、またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外を指定する注釈で、輸出割当量を含むことがある」、「標本のタイプまたは輸出割当量」を指定するもの)である。提案された注釈は、決議 11.21 (CoP14 で改正) に規定されたどちらのタイプの注釈にも該当しない。最後に、第 15 条の規定に従い、附属書の改正が承認されてから 90 日以内に、いかなる締約国もその改正を留保できる。この提案を受け入れた場合、アフリカゾウの掲載を留保しようとする国が現れる可能性があり、その結果、この種に対して現在適用されているワシントン条約の効力を弱めるおそれがある。

アフリカマナティー *Trichechus senegalensis* は 1975 年に初めて附属書 II に掲載され、その時点で他の 2 種のマナティーは附属書 I に掲載された。この水生哺乳類は西アフリカ太平洋岸から中央アフリカ内陸部のマリ、ニジェール、チャドに至る広大な地域に分布する。信頼性の高い推定個体数は存在しないが、10,000 頭未満とも考えられ、IUCN は 2008 年に、この種を危急種 (VU) と評価した。この種は偶発的な混獲、生息地の破壊と分断、そして主に肉と油を目的とする狩猟による圧力を受けている。繁殖率が比較的低く、他の危険性と共に、捕獲も悪影響を与えている可能性がある。全生息国の現行法規では、この種のいかなる部分の取引も禁じられ、1975 年の附属書 II 掲載以来、国際取引はほとんど報告されていない。入手可能なわずかな情報によれば、この種は附属書 I 掲載基準を満たさないと考えられる。また、附属書 I に掲載しても、この種につ

反対

提案 14 [メキシコ：グアダルーペカラカラ <i>Caracara lutosa</i>] 附属書 II から削除。	いて切望される生態系の管理の改善や、より大きな保護効果があると思われる生息国当局による野生生物関連国内法の執行を強化するという効果はない。	賛成
提案 15 [スイス *：ハイイロヤケイ <i>Gallus sonneratii</i>] 附属書 II から削除。	グアダルーペカラカラ <i>Caracara lutosa</i> はメキシコのグアダルペ島の固有種であったが、毒殺と狩猟により 1903 年に絶滅したと考えられている。IUCN とメキシコの法律では絶滅種とみなされている。1975 年のワントン条約掲載以来、この種の取引は記録されていない。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、国際的な商取引はいずれにせよメキシコの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。	賛成
提案 16 [スイス *：ベニキジ <i>Ithaginis cruentus</i>] 附属書 II から削除。	ハイイロヤケイ <i>Gallus sonneratii</i> は 1975 年に附属書 II に掲載された。インドに広いが分断した生息地域があり、存続が脅かされているとは考えられていないが、個体数は徐々に減少している。国際的なこの種の用途は、フライフィッシング用の羽の供給である。人工繁殖が容易であり、羽の合法的な供給のすべてにおいて、生息国以外で飼育繁殖された鳥が使われている。インドでは法律で保護されているが、主に地元で消費するための違法な捕獲が行われ、羽と皮の違法輸出を示す証拠もある。しかし、これは比較的小規模と考えられる。附属書から削除了の場合に、近い将来、再び掲載条件を満たすようになるとは考えにくい。	賛成
* 動物委員会の要請を受け、寄託政府として	ベニキジ <i>Ithaginis cruentus</i> はアジアの広い分布域に生息し、大陸の一部の地域では普通に見られる種である。1975 年の附属書 II 掲載以来、取引はほとんど報告されていない。この種は附属書 II 掲載基準を満たすとは考えられない。	賛成

提案 17

[スイス *：ティオウキジ *Lophura imperialis*]
附属書 I から削除。

* 動物委員会の要請を受け、寄託政府として

提案 18

[スイス *：カスピアンセッケイ *Tetraogallus caspius*]
附属書 I から附属書 II へ移行。

* 動物委員会の要請を受け、寄託政府として

提案 19

[スイス *：チベットセッケイ *Tetraogallus tibetanus*]
附属書 I から附属書 II へ移行。

* 動物委員会の要請を受け、寄託政府として

提案 20

[スイス *：テキサスソウゲンライチョウ *Tympanuchus cupido attwateri*]
附属書 I から附属書 II へ移行。

ティオウキジ *Lophura imperialis* はベトナムで 4 件の記録が知られるのみで、ハックン *L. nycthemera* とコサンケイ *L. edwardsi* の自然状態での交雑種である。附属書から削除しても、コサンケイが附属書 I に掲載されているため、標本は附属書 I 掲載種としての扱いを受ける。

賛成

カスピアンセッケイ *Tetraogallus caspius* は広い分布域に生息し、徐々に減少してはいるものの、個体数は多い。従って、附属書 I 掲載のための生物学的基準を満たさず、1975 年の附属書 I 掲載以来、取引はほとんど報告されていない。これと次の提案（提案 19）は、最終的にこれらの種を附属書から削除することを意図して提出されたものと考えられる。

賛成

チベットセッケイ *Tetraogallus tibetanus* は非常に広い分布域に生息し、個体数は多く、安定している。従って、附属書 I 掲載のための生物学的基準を満たさず、1975 年の附属書 I 掲載以来、取引はほとんど報告されていない。これと前の提案（提案 18）は、最終的にこれらの種を附属書から削除することを意図して提出されたものと考えられる。

賛成

2012 年現在、テキサスソウゲンライチョウ *Tympanuchus cupido attwateri* は、3 つの遠く離れた個体群にわずか 46 羽が残るのみの状態であった。この亜種は附属書 I に掲げるための生物学的基準を満たすと考えられるが、もう 1 つの現存する亜種 *T. c. pinnatus* は、いまだに比較的個体数が多く、附属書に掲載されていない。テキサスソウゲンライチョウは生息する米国の国内法で保護されている。現在の掲載は、決議 9.24 付記 3 (CoP15 で改正) に明記した「ある種の一部の個体群を附属書に掲載

賛成

* 動物委員会の要請を受け、寄託政府として

提案 21

[メキシコ：メキシコハシジロキツツキ *Campephilus imperialis*]

附属書Ⅰから削除。

し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない」とする規定と矛盾している。この提案は、最終的にこの亜種を附属書から削除し、分割掲載に関するガイダンスに準拠することを意図して提出されたものと考えられる。

賛成

提案 22

[ニュージーランド：ワライクロウ *Sceloglaux albifacies*]

附属書Ⅱから削除。

メキシコハシジロキツツキ *Campephilus imperialis* は、かつてはメキシコの西マドレ山脈全域に生息していたが、最後に確認されたのは 1956 年である。2001 年以来、メキシコの法律では絶滅とみなされている。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、国際的な商取引はいずれにせよメキシコの国内法により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

ニュージーランドの固有種であるワライクロウ *Sceloglaux albifacies* については、1960 年代までは未確認の目撃例があったが、絶滅したことはほぼ間違いない。1979 年にワシントン条約附属書に掲載されて以来、信頼できる記録はない。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、国際的な商取引はいずれにせよニュージーランドの法令により禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

反対

提案 23

[コロンビア：アメリカワニ *Crocodylus acutus*]

シスペタ湾（コロンビア、コルドバ県サン・アンテロ）の個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行

アメリカワニ *Crocodylus acutus* は新世界に広く分布し、2012 年に IUCN の危急種(VU)と評価された。コロンビアでは、いくつかのマングローブ沼沢地と河川の三角州に生息する。この提案は現在、この種の保護計画が進行しているシスペタ湾のみを対象とする。また、第 17 回ワシントン条約締約国会議でランチング計画を提出するという意図も、提案に盛り込まれている。

シスパタ湾の約 14km²のマングローブ林はアメリカワニの生息地として適している。2003 年から 2010 年の個体数調査では 67 ~ 122 頭が記録され、その間に特に増減傾向はなく、2011 年の調査では 200 頭余りが記録された。相当の管理努力がなされたにもかかわらず、営巣するメスの個体数の増加は確認されなかった。従って、この個体群はいまだに附属書 I に掲げるための生物学的基準を満たすと考えられる。

この提案を採択した場合、アメリカワニのコロンビア個体群の分割掲載が生じ、決議 9.24 (CoP15 で改正) 付記 4 の A 2 項に明記された附属書 I から附属書 II への種の移行に関する予防措置が講じられるかどうかが明白ではない。この種には取引の需要があり、飼育繁殖個体の皮革のコロンビアからの輸出が 2011 年まで記録されている。提案はランチング提案ではなく、輸出割当量その他の特別な措置も提案していない。管理対策は添付の表に総論として記されているが、輸出のための皮革への標識付けなどの規制執行手段を具体的に指定していない。このため、ここから供給された皮革を、附属書 I に掲載された状態である他のコロンビアの野生のアメリカワニと識別する方法が不明である。また、輸出用皮革の供給という点で、この個体群について示された生産性の根拠が明白ではない。

コロンビアに対し、全個体群を対象とするランチング案を第 17 回シントン条約締約国会議で提出することのメリットを検討するよう推奨する。

提案 24

[タイ：イリエワニ *Crocodylus porosus*]

タイの個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行し、野生標本の割当量を0（ゼロ）とする。

イリエワニ *Crocodylus porosus* のタイの野生個体群については、絶滅が危惧されたこともあったが、現在は少数の個体群が点在すると報告されている。個体数は200強以上と言われ、大部分が保護区域内に生息する。タイではイリエワニが数千頭規模で飼育されており、現時点では、長く定着している登録飼育繁殖施設により、皮革の国際的需要が満たされている。タイは2006～2010年の間に、飼育繁殖個体に由来する年間1,850枚の皮革を輸出したと報告されている。個体群が脆弱で分断されているため、この種のタイの個体群は附属書Ⅰに掲げるための生物学的基準をいまだに満たしていると考えられる。

反対

提案 25

[タイ：シャムワニ *Crocodylus siamensis*]

タイの個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行し、野生標本の割当量を0（ゼロ）とする。

シャムワニ *Crocodylus siamensis* はかつて東南アジアに広く分布していたが、皮革を目的とする狩猟により野生での個体数が激減し、今日、成体の個体数は1,000頭を切るに至っている。タイの個体群では200頭以下が点在すると推定され、附属書Ⅰに掲げるための生物学的基準を満たすものと考えられる。約60万頭という多数のシャムワニがタイ国内で飼育されており、現時点では、長く定着している登録飼育繁殖施設により、皮革の国際的需要が満たされている。2006～2010年の間に、生きているワニに加え、毎年33,000枚の皮革が輸出された。個体群が脆弱で分断されているため、この種のタイ個体群は附属書Ⅰに掲げるための生物学的基準をいまだに満たしていると考えられる。

反対

提案 26

[ニュージーランド：ミドリヤモリ属全種 *Naultinus* spp.]

附属書Ⅱに掲載。

ミドリヤモリ属 *Naultinus* spp. はニュージーランドのみに生息し、全種、特に *N. gemmeus* は愛好家向けの国際取引で需要があり、徐々に減少していると考えられる。*N. gemmeus* については、決議9.24(CoP15で改正)付記2a B項の基準に従う附属書Ⅱへの掲載が提案され、この属の他の

賛成

提案 27

[中国 : *Probothrops mangshanensis*]
(クサリヘビ科のヘビ)

附属書 II に掲載。

[締約国会議で採択された標準学名命名参考文献によると、この種の学名は
Trimeresurus mangshanensis である。]

提案 28

[米国 : マッコードナガクビガメ *Chelodina mccordi*]
附属書 II から附属書 I へ移行。

種については、類似という根拠による掲載が提案されている。ミドリヤモリ属の種は互いに共通点が多く、他のヤモリとは独立した集団として識別が比較的容易であると考えられる。他の種の中にも付記 2a B 項の基準を満たすものがあることを提案国は示唆している。野生からの採取と商業目的の利用は国内法で禁じられているが、近年、主な個体群の拠点が密猟者の標的になっている。野生での個体数は徐々に減少しているが、附属書 II 掲載基準を満たす種があるかどうかは、現時点で入手可能な情報からは確認できない。しかし、掲載することにより、違法取引と取り組むための国際協力が強化されるという意味で、生息国での執行を支援することができ、また、ニュージーランドの国外でミドリヤモリ属の違法取引と取り組むための法的基盤が（少なくとも一部の国では）強化される。

Probothrops mangshanensis は中国南部の狭い分布域のみに生息するクサリヘビ科のヘビである。個体数は 500 頭未満と考えられ、おそらく減少している。生息域内の 2 つの自然保護区内では採取が禁じられているが、国レベルの取引の制限や全国的な保護対策は実施されておらず、愛好家向けの取引で国際的な需要がある。この種はすでに附属書 I に掲げるための生物学的基準を満たしている可能性さえあり、附属書 II への掲載基準はおそらく満たしていると思われる。

マッコードナガクビガメ *Chelodina mccordi* は 2004 年に附属書 II に掲載された。インドネシアと東ティモールに非常に狭い分布域があり、生息地は狭く、分断されている。国際取引を目的とする違法な捕獲が主な原因で、個体数は減少している。欧州と北米で少数が飼育繁殖されている。

賛成**賛成**

反対

違法捕獲が続いている、野生で捕獲した標本をインドネシアの飼育繁殖施設を通じて飼育個体と偽るロングダーリングにより、標本を国際取引に供給し続けていると見受けられる。附属書への掲載は、野生で捕獲した標本のロングダーリングと国際取引の防止に役立つと考えられる。この種はインドネシアの国内法で正式に保護されていない。

反対

キボシイシガメ *Clemmys guttata* の個体数はカナダで 2,000 頭、米国で 1 万～ 100 万頭と推定される。広く分布するが、ほとんどは生息地の破壊が原因で、元の分布域の一部で姿を消し、全体的に徐々に減少している。主にアジア向けのペットとしての国内・国際取引を目的とする野生からの捕獲が行われている。カナダでは食用および伝統薬利用での捕獲を示す証拠もある。しかし、野生からの採取が重大な脅威であるかどうかは不明である。過去 10 年間、輸出量は増加傾向にあるが、最近の輸出の大半は飼育繁殖として申告され、野生での採取または原産国不明として申告される数は、年間 100 頭未満である。

提案 29

[米国：キボシイシガメ *Clemmys guttata*]
附属書 II に掲載。

提案 30

[米国：ブランディングガメ *Emydoidea blandingii*]
附属書 II に掲載。

見解

提案 31

[米国：ダイヤモンドガメ *Malaclemys terrapin*]

附属書 II に掲載。

の掲載が適格になるレベルまで野生個体数が減少する見込みは低い。

ダイヤモンドガメ *Malaclemys terrapin* はかつて、米国に多く生息したが、19世紀後期に珍味として人気を集めた結果、過剰な捕獲により個体数が激減した。現在の生息域全体での推定個体数は不明であるが、おそらく数十万頭と考えられる。しかし、1980年代以降、国内と海外、特にアジアで、肉に対する需要が増大している。また、ペットとしての国内・国際取引でも捕獲される。輸出は2000年以降に大幅に増加し、2006年には6,000頭以上というピークに達した。その結果、2007年4月にメリーランド州の養殖場が閉鎖されるに至った。それ以来、輸出量の大部分は飼育繁殖として申告されているが、最も新しいデータでは（2012年）、著しい数の輸出個体が野生採取または原産国不明として申告されている。これら最近の輸出個体のかなりの割合が本当に野生で採取されたものであるとすれば、他の原因による比較的高い死亡率も考慮し、この種は附属書 II 掲載基準を満たす可能性がある。

賛成

提案 32

[中国、米国：カラグールガメ *Batagur borneoensis*、ビルマオオセダカガメ *Batagur trivittata*、コガネハコガメ *Cuora auropunctata*、セマルハコガメ *Cuora flavomarginata*、モエギハコガメ *Cuora galbinifrons*、マコードハコガメ *Cuora mccordi*、ヒラセガメ *Cuora mouhotii*、シェンシーハコガメ *Cuora pani*、ミスジハコガメ *Cuora trifasciata*、 Yunnanハコガメ *Cuora yunnanensis*、クロハラハコガメ *Cuora zhoui*、マルガメ属全種 *Cyclemys* spp.、リュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica*、

この提案により、養殖されている2種（クサガメ *Mauremys reevesii* とハナガメ *M. sinensis*）を除き、有効なアジア原産のイシガメ科 *Geoemydidae* の種がワシントン条約に掲載されることになる。提案国はこの提案を正当化する根拠として、種ごとの取り組みではなく科レベルの取り組みを採用している。しかし、附属書への掲載基準は個別の種に対して適用することを意図しており、科全体または科の一部の種をまとめた形で判定するための基準は存在しない。従って、この提案に含まれる種を個別に検討した結果、以下のように推奨する。

オナガヤマガメ（スペングラーヤマガメ）*Geoemyda spengleri*、
カンムリガメ *Hardella thurjii*、ヒジリガメ *Heosemys annandalii*、
ヒラタヤマガメ *Heosemys depressa*、アンナンガメ *Mauremys annamensis*、
ニホンイシガメ *Mauremys japonica*、クロイシガメ *Mauremys nigricans*、
クロヤマガメ *Melanochelys trijuga*、ピーターズメダマガメ *Morenia petersi*、
ボルネオカワガメ *Orlitia borneensis*、ジャノメイシガメ *Sacalia bealei*、
ヨツメイシガメ *Sacalia quadriocellata*、モリヤマガメ *Vijayachelys silvatica*]

提案（パート1）：

マルガメ属全種 *Cyclemys* spp.、リュウキュウヤマガメ、オナガヤマガメ（スペングラーヤマガメ）、カンムリガメ、ニホンイシガメ、クロイシガメ、クロヤマガメ、ピーターズメダマガメ、ジャノメイシガメ、ヨツメイシガメ、モリヤマガメを附属書IIに掲載。

マルガメ属全種 *Cyclemys* spp.：マルガメ属という分類群については情報が少なく、ワシントン条約掲載種ではないためか、取引の報告も少ない。ノコヘリマルガメ *Cyolemys dentata* は中国での肉の需要を満たすために、東南アジアで大量に取り引きされている。この群の多くの種が狭い分布域に生息する。この取引を規制する執行機関にとり、種の識別が最大の障害である。ムツイタガメ *Notochelys platynota* やトゲヤマガメ *Heosemys spinosa*など、他の属でワシントン条約に掲げられた種に関し、ワシントン条約による規制を回避するために、マルガメ属として虚偽の申告を行い、東南アジアから中国に違法に輸出される例が確認されている。

リュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica*：この種は狭い分布域に生息し、主に生息地の喪失と分断により、また、それよりも軽度ではあるが、ペットとしての取引の国際的需要を満たすための違法採取により、種の存続が脅かされている。

賛成

賛成

オナガヤマガメ *Geoemyda spengleri*：食用およびペットを目的とした取引採取が、一部の個体群で著しい減少を引き起こした。

賛成

カンムリガメ *Hardella thurjii*：インド亜大陸に広く分布する。バングラデシュでは一般的に、またはかなり一般的に見られる種であるが、インドでは、おそらく長年、大量に食用にされたことが原因で、個体数が減少しているようである。中国本土での食用、インドとバングラデシュの間での乾燥肉の取引、台湾での薬としての利用など、国際的な需要が存在する。孵化個体がペットとしての取引でバングラデシュから輸出される。

賛成

ニホンイシガメ *Mauremys japonica*：日本の固有種で、土地利用の変化および外来生物との競争が原因で、種の存続が脅かされている。一部の個体群は衰退または枯渇したことが判明している。ペットとしての国際取引で少数の飼育繁殖標本が確認されているが、そのような取引が重大な影響を与えることを示す証拠はない。

反対

クロイシガメ *Mauremys nigricans*：ペットとしての国際取引で高水準の需要があり、ここ数十年の間に野生個体群は壊滅的打撃を受けたものと思われ、中国南部では数年前から野生の個体が確認されていない。

賛成

クロヤマガメ *Melanochelys trijuga*：南アジアと東南アジアに広く分布するが、取引と生息地の環境悪化により、一部の個体群の存続が脅かされ

賛成

賛成

ている。主に中国での需要を満たすために、生きている動物と腹甲が国際的に取り引きされている。インドとバングラデシュの間で乾燥肉の取引が行われている証拠もある。

賛成

ピーターズメダマガメ *Morenia petersi*: インド北東部、バングラデシュに、また、おそらくネパールにも、狭い生息域がある。中国南部での食用としての需要を満たすために大量に捕獲された結果、個体数が減少した。

賛成

ジャノメイシガメ *Sacalia bealei*: IUCN の近絶滅種（CR）と評価され、希少であり、狭い生息域内で減少していると報告されている。かつては普通に取り引きされていたが、現在はめったに見られない。

反対

ヨツメイシガメ *Sacalia quadriocellata*: 中国、ラオス人民民主共和国、ベトナムのみに分布し、そこで違法取引により絶滅の危険性がある。ラオスとベトナムで行われる取引は、主に国際的需要に応じるための取引である。

モリヤマガメ *Vijayachelys silvatica*: 概して希少であり、目撃頻度は低いが、外見が識別しにくく、季節により変化する。地元の先住民によれば、この種は希少ではなく、減少もしていない。20世紀末以来、欧州で少數の標本がペットとして取り引きされたことがあるが、そのような取引が重大な影響を与えることを示す証拠はない。

提案（パート2）：

カラグールガメ、ビルマオオセダカガメ、コガネハコガメ、セマルハコガメ、モエギハコガメ、マコードハコガメ、ヒラセガメ、シェンシーハコガメ、ミスジハコガメ、ウンナンハコガメ、クロハラハコガメ、ヒジリガメ、ヒラタヤマガメ、アンナンガメ、ボルネオカワガメの商業目的の野生標本の割当量を0（ゼロ）とする。

見解

附属書IIに掲載されているイシガメ科15種に関し、野生捕獲標本に関する割当量を0（ゼロ）にすることが提案されている。ほとんど全部がIUCNの近絶滅種（CR）に分類されている。ほとんどは中国と東南アジアの狭い分布域に生息し、一部では分布域が非常に狭くなっている。食用として広く利用される。特に、希少で魅力的な模様のハコガメ属 *Cuora* spp. に対しては、ペットとしての取引で高水準の需要がある。ワシントン条約に報告される合法的取引のレベルは、主として低から中程度である。

全種が「近絶滅種」または「絶滅危惧種」に分類され、過半数が過剰な捕獲により脅かされており、さらに、多くの生息国で、飼育繁殖施設を通じた野生捕獲標本のロンダリングが横行し、野生生物関連法の執行水準が低い（飼育繁殖生産を管理し、野生個体数を監視し、割当量を有効に管理する実施能力がない）ことを考慮すると、これらの種の大部分を附属書Iに掲げるという提案の方が、はるかに効果的かつ実際的であると思われる。割当量0（ゼロ）がランチング標本を対象とするのかどうか、これらの種に対する割当量0（ゼロ）の有効な監視と法の施行が可能かどうか明白ではない。

モエギハコガメ *Cuora galbinifrons* は中国南部、ベトナム、ラオス人民民主共和国に生息し、カンボジアにも生息する可能性がある。食用に大量に採取され、個体数が激減しており、2000年にIUCNの近絶滅種（CR）に分類した。ワシントン条約締約国は「著しい取引の再検討」の結果、

提案33

[ベトナム：モエギハコガメ *Cuora galbinifrons*]

附属書IIから附属書Iへ移行。

反対

賛成

2009 年にラオスおよびベトナムとのこの種の取引を停止するよう勧告した。

賛成

提案 34

[日本：リュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica*]

附属書 II に掲載し、主に商業目的の野生捕獲された標本の輸出割当量を年間 0（ゼロ）とする。

沖縄諸島の 3 島のみに生息するリュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica* には、主に生息地の喪失と分断により、また、それよりも軽度ではあるが、ペットとしての取引の国際的需要を満たすための違法採取も原因で、脅威にさらされている。商業目的の採取と輸出は日本の法令により禁じられているが、違法輸出がいまだに続いていると考えられる。この種が附属書 II の掲載基準を満たすかどうかは明らかではないが、掲載することにより、日本の国外での違法取引と取り組むための法的基盤（少なくとも一部の国で）を強化できる。

賛成

提案 35

[ベトナム：アンナンガメ *Mauremys annamensis*]

附属書 II から附属書 I へ移行。

アンナンガメ *Mauremys annamensis* はベトナムの固有種で、かつての生息地の相当部分が稻作用農地または都市としての土地利用に転換された。2000 年に IUCN の近絶滅種（CR）と評価された。野生での記録はわずかであり、2006 年の捕獲が 1939 年以来の野生での初の確認となった。国内と中国で薬として利用するための需要があり、ペットとしての国際取引およびアジアでの食用の取引でも、ある程度の需要がある。この種はきわめて希少であり、附属書 I 掲載基準を満たすと考えられる。

反対

提案 36

[米国、ベトナム：オオアタマガメ科 *Platysternidae*]

附属書 II から附属書 I へ移行。

オオアタマガメ科 *Platysternidae* の仲間はカンボジア、中国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、タイ、ベトナムに分布し、カンボジアとタイにはかなり高い密度で生息する。しかし、市場での観察による事例調査から得られた情報や、この種を利用していると思われる地域で個体数密度が低いことから、近年、個体数が減少していることが示唆される。ペットとしての国際取引では、幼体が高額で取り引きされる。2000 年の附属書 II 掲載以来、約 1,700 頭の標本の取引が記録されているが、この内 1,500

提案 37

[米国：ビルマホシガメ *Geochelone platynota*]
附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行。

提案 38

[中国、米国：リーススッポン *Aspideretes leithii*、スジクビコガシラスッポン *Chitra chitra*、ビルマコガシラスッポン *Chitra vandijki*、ヒラタスッポン *Dogania subplana*、ミヤビスッポン *Nilssonia formosa*、コブクビスッポン（イボクビスッポン）*Palea steindachneri*、*Pelodiscus axenaria*、*Pelodiscus maackii*、*Pelodiscus parviformis*、シャンハイハナスッポン *Rafetus swinhoei*]

頭は 2006 年にラオスから輸入された 1 件の積荷である。ただし、生息域が比較的広いため、個体数が少ないとは思えず、附属書Ⅰ掲載基準を満たすかどうかは不明である。一部の地域で観察された個体数の減少と、一部の市場ではかなり高い頻度で目撃されることを考慮すると、個体数の減少と国際取引のレベルに関し、さらに詳しい情報が得られるまで、割当量を 0（ゼロ）とすることが賢明と思われる。

ビルマホシガメ *Geochelone platynota* はミャンマー中部の固有種で、主に肉と薬用での国際的需要を満たすための採取と、ペットとしての国際取引が原因で、激減したと報告されている。2005 年以来、飼育繁殖標本約 800 頭とランチング標本約 500 頭がミャンマーから輸出され、さらに 2,500 頭の生きている標本が非生息国から輸出されている（その半数は野生と申告されるか、または原産国が未記入）。2000 年に IUCN の近絶滅種（CR）に分類され、現在、存続可能な野生個体群は存在しないと推定される。この種は附属書Ⅰ掲載基準を満たすと考えられる。

コブクビスッポン（イボクビスッポン）*Palea steindachneri*、*Pelodiscus maackii*、*Pelodiscus parviformis* を除き、これらの種は、国際取引の規制が不十分なうえに、食用および伝統薬利用として、主に中国で大量の需要があるため、程度に差はあるものの、種の存続が脅かされている。危険性の程度はさまざまである。一部の種は大量に取り引きされている。たとえば、ヒラタスッポン *Dogania subplana* はインドネシアから大量に輸出され、それよりも量は少ないが、マレーシアとフィリピンからも輸出されている。インドネシアの輸出業者が、大量の類似種インドシナオオスッポン

賛成

賛成

リーススッポン、ヒラタスッポン、ミヤビスッポン、
コブクビスッポン（イボクビスッポン）、*Pelodiscus axenaria*、*Pelodiscus maackii*、*Pelodiscus parviformis*、シャンハイハナスッポンを附属書Ⅱに掲載。
および
スジクビコガシラスッポン、ビルマコガシラスッポンを附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行。

Amyda cartilaginea（現在、附属書Ⅱに掲載されている）をヒラタスッポンと虚偽申告して輸出していることも確認されている。これらの種は、法執行官にとって特に識別が難しいため、類似を根拠に全種をこの提案に含めることは妥当である。

シャンハイハナスッポン *Rafetus swinhoei* は現存する最も希少なスッポンの仲間である。すでに取引は行われておらず、もっと早い段階であれば、附属書Ⅱへの掲載が効果を上げていたはずである。ただし、現時点で掲げることにより、標本が再び取り引きされるようになった場合に、少なくとも取引の規制を可能にする。コガシラスッポン属 *Chitra* spp. 2 種スジクビコガシラスッポン *C. chitra* とビルマコガシラスッポン *C. vandijkii* は、地元での食用としての消費および肉と卵に対する国際的需要を満たすための違法かつ非持続的な捕獲により、存続が深刻に脅かされている。スジクビコガシラスッポンは現在、IUCN レッドリストの近絶滅種（CR）と評価され、ビルマコガシラスッポンは暫定的に近絶滅種（CR）と評価されている。どちらの種も 2003 年に附属書Ⅱに掲載された。しかし、違法取引は続き、個体数は減少し続けているため、附属書Ⅰへの掲載は効果があるものと思われる。

ヤドクガエル科のカエル *Epipedobates machalilla* はエクアドルの低地林に生息し、分布域内では希少ではないと報告されているが、生息地の喪失により個体数が減少していると考えられる。この種は 2004 年に IUCN の近危急種（NT）と評価された。商取引における国際的需要を示す徵候はない。*E. boulengeri*との類似を理由に、附属書Ⅱ掲載が提案されている。しかし、*E. boulengeri*の取引量は少なく、ほとんどは飼育繁殖

提案 39

[エクアドル：*Epipedobates machalilla*]
(ヤドクガエル科のカエル)
附属書Ⅱに掲載。

反対

提案 40

[オーストラリア：カモノハシガエル *Rheobatrachus silus*]
附属書 II から削除。

個体と考えられる。

野生のカモノハシガエル *Rheobatrachus silus* は 1981 年に最後に記録され、2002 年に IUCN の絶滅種（EX）に分類された。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令で禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

提案 41

[オーストラリア：キタカモノハシガエル *Rheobatrachus vitellinus*]
附属書 II から削除。

キタカモノハシガエル *Rheobatrachus vitellinus* の標本は 1985 年以降見つかっておらず、2002 年に IUCN の絶滅種（EX）に分類された。再発見されることはまずないと思われるが、たとえあったとしても、取引および商業目的の輸出は、いずれにせよオーストラリアの法令で禁じられるため、この種がそれによる影響を受けると想定する根拠はない。

賛成

提案 42

[ブラジル、コロンビア、米国：ヨゴレ *Carcharhinus longimanus*]

次の注釈を付けて附属書 II に掲載：

関連する技術・管理上の問題を締約国が解決できるよう、ヨゴレのワシントン条約附属書 II 掲載の発効を 18 カ月遅らせる。

ヨゴレ *Carcharhinus longimanus* は広い分布域に生息するが、ヒレに対する高水準の国際的需要が原因で、分布域全域で大量に捕獲されている。本来、過剰な漁獲に弱い種であり、監視している個体群のほとんどで減少が確認されている。この種のヒレには明瞭な特徴があり、専門家以外の人にも容易に識別できる。一部の国と地域漁業管理機関がサメの漁獲またはヒレ切り（フィンニング：ヒレのみを切り取ること）の規制を導入したが、これらの措置の実施による効果の程度または測定可能な保護効果は不明である。この種は大西洋と太平洋で減少しており（これは、「附属書 I への掲載が適格になることを防ぐために、取引の規制が必要である（決議 9.24（CoP15 で改正）付記 2a 基準 A」）とする基準に見合う）、

賛成

賛成

またインド洋でも減少している（これは、「野生からの捕獲により、種の存続が脅かされる水準にまで個体群が縮小することを防ぐために、取引の規制が必要である（前述決議・基準B）」とする基準に見合う）ため、附属書II掲載の基準を満たすと考えられる。

アカシュモクザメ *Sphyraena lewini*、ヒラシュモクザメ *S. mokarran*、シロシュモクザメ *S. zygaena* は、本来、過剰な漁獲に弱い種である。分布域の大部分で、成魚の捕獲に加え、幼魚や若魚が生育場で捕獲され、また、集団行動により、漁業の標的になりやすい。高い需要と高価なヒレが原因で、これら3種全部が漁業の標的となっている。さらに、他の漁業での混獲もあり、混獲した個体のヒレと肉も国際取引の対象となる。

シュモクザメのヒレは、種レベルでの識別は難しいが、全体としては、他のサメのヒレとは異なる特徴を備え、識別ガイドを利用すれば、専門家以外の人にも識別できると報告されている。一部の国と地域漁業管理機関がサメの漁獲またはヒレ切り（フィンニング：ヒレのみを切り取ること）の規制を導入したが、これらの措置の実施による効果の程度または測定可能な保護効果は不明である。また、漁船上での死亡率が高く、放流後の生存率が低いため、規制では捕獲の削減および回避に取り組む必要もある。

アカシュモクザメのみに関し、決議9.24（CoP15で改正）付記2a基準Aに従う掲載が提案されているが、これら3種全部が附属書IIの個体数の減少に関する基準（附属書Iへの掲載が適格になることを防ぐために規制が必要とされる）を満たすと考えられる。一部の個体群はすでに附属

提案43

[ブラジル、コロンビア、コスタリカ、デンマーク*、エクアドル、ホンジュラス、メキシコ：アカシュモクザメ *Sphyraena lewini*、ヒラシュモクザメ *Sphyraena mokarran*、シロシュモクザメ *Sphyraena zygaena*]

次の注釈を付けて附属書IIに掲載：

関連する技術・管理上の問題を締約国が解決できるよう、これらの種のワシントン条約附属書II掲載の発効を18ヶ月遅らせる。

* on behalf of the European Union Member States acting in the interest of the European Union

提案 44

[ブラジル、コモロ、クロアチア、デンマーク *、エジプト：
ニシネズミザメ *Lamna nasus*]

次の注釈を付けて附属書 II に掲載：

関連する技術・管理上の問題を締約国が解決できるよう、ニシネズミザメのワシントン条約附属書 II 掲載の発効を 18 カ月遅らせる。

書 I に掲げるための衰退基準を満たすと考えられる。

ヒラシュモクザメとシロシュモクザメについては、3 種全部のヒレがしばしば分別せずに取引されるため、類似を問題とする掲載が提案されている。この点に基づき、また、3 種のヒレの識別が困難であるため、ヒラシュモクザメとシロシュモクザメは附属書 II 掲載基準を満たす（決議 9.24(CoP15 で改正）付記 2b 基準 A）。しかし、ワシントン条約に掲載されていない他のシュモクザメ科 Sphyrnidae の種においても、取り引きされる標本の識別については同様の問題がある。

種の識別が難しいため、類似を根拠とする（決議 9.24 (CoP15 で改正）付記 2b 基準 A）附属書 II への掲載が適格であるという理由で、他のシュモクザメ科のサメを掲載することの利点を検討するよう、第 16 回締約国会議における締約国の決定で動物委員会に命じることを推奨する。これにはインドシュモクザメ *Eusphyra blochii*、*Sphyraena corona*、*Sphyraena media*、*Sphyraena tiburo*、ウチワシュモクザメ、*Sphyraena tudes* が含まれる。

ニシネズミザメ *Lamna nasus* は広い分布域に生息し、生活史の特徴が原因で、過剰な漁獲に非常に弱い。その高価な肉を目的とする長年の捕獲による直接的な結果として減少し、しかも、いまだに混獲が続き、混獲による肉とヒレの両方（ヒレは肉よりも少ない）が取り引きされている。北大西洋の漁場が枯渇により閉鎖された結果、今後の需要を満たすために、南半球のニシネズミザメに漁業が集中することが見込まれる。その水域の個体は北大西洋の個体よりも小型で、成長が遅く、寿命が長く、本来、

賛成

* on behalf of the European Union Member States acting in the interest of the European Union

提案 45

[オーストラリア：ラージトゥース・ソーフィッシュ *Pristis microdon*]

(訳注：ノコギリエイ科のエイ類)

附属書 II から附属書 I へ移行。

過剰な漁獲に対して更に弱い。少なくとも一部の漁場では、これらの魚群は無規制の漁業の標的となり得る。

一部の国と地域漁業管理機関がサメの漁獲またはヒレ切り（フィンニング：ヒレのみを切り取ること）の規制を導入したが、これらの措置の実施による効果の程度または測定可能な保護効果は不明であり、特に、ニシネズミザメの場合、肉が最も高価な製品であるため、それらの措置の効果は不明である。この種のヒレは識別可能と報告されているが、附属書掲載の効果的施行のためには、非専門家がどの程度まで識別できるかを明確にする必要がある。

近い将来に附属書 I への掲載が適格になることを防ぐために規制が必要とされるという（決議 9.24（CoP15 で改正）付記 2a 基準 A）附属書 II 掲載基準を、この種は満たすと考えられる。局所的に個体数が激減しているケースがあり、そのような例では、すでに附属書 I に掲げるための衰退基準を満たしていると考えられる。

ラージトゥース・ソーフィッシュ *Pristis microdon* を除き、ノコギリエイ科全種 *Pristidae* spp. がワシントン条約の第 14 回締約国会議で附属書 I に掲載された。ラージトゥース・ソーフィッシュは附属書 II に掲載されたが、展示目的でのみ国際取引を許可するよう制限された。これは提案国オーストラリアが、その時点では、国内個体群がその程度の捕獲に耐えられると判断したためである。しかし、取引が有害ではないという所見を（輸出目的での捕獲が種の存続または回復に悪影響を与えないと結論づける所見）を提示することは、もはや不可能であるとオーストラリアは判断した。これは、

賛成

提案 46

[ブラジル、コロンビア、エクアドル：オニイトマキエイ属全種 *Manta* spp.]
附属書 II に掲載。

最近の遺伝子分析により、オーストラリア国内に明確に区別できる亜集団が存在することが示唆され、全体的な分布域とその個体数に深刻な衰退が確認できることに基づく。この種は附属書 I 掲載基準を満たすと考えられ、またこの種の附属書 I への移行により、この科全体の掲載の法執行が容易になり、類似問題または違法取引の可能性を減少させることができる。

オニイトマキエイ属 *Manta* spp. は成長が遅く、繁殖率が低いため、過剰な捕獲には特に影響を受けやすい。また、周知の媚集場所に群がる習性があり、回遊経路に沿って移動するため、標的になりやすい。国際的に取り引きされる高価な鰓板を主な目的として捕獲され、混獲された場合は、高価な肉と皮も利用される。捕獲と取引に関する種レベルの情報が少ないが、地域個体群の衰退を示す徴候がある。野生からの捕獲により種の存続が脅かされる水準にまで個体群が縮小することを防ぐために、取引の規制が必要とされる（決議 .9.24 (CoP15 で改正) 付記 2a 基準 B）附属書 II への掲載基準を満たすと考えられる。

オニイトマキエイ属の鰓板は、一般に普及している商品名で取り引きされており、オニイトマキエイと同じイトマキエイ科 *Mobulidae* のイトマキエイ属 *Mobula* spp. と混載して出荷される。専門家以外の人がオニイトマキエイの鰓板を識別するために役立つガイドはあるが、附属書への掲載の施行においては、2つの属の製品が混載されるという取引の特性に注意する必要がある。

取り引きされているオニイトマキエイの鰓板とイトマキエイ属の鰓板との識別が難しいことを根拠として、イトマキエイ属の掲載を含め、他のイトマキ

賛成

エイ科の種を附属書に掲載することのメリットを検討するよう、第 16 回締約国会議における締約国の決定で動物委員会に命じることを推奨する。

淡水エイ提案 47・48 に関する前書き：

南米の淡水エイに関するワークショップ（決定 14.110 に従い開催）後に開かれた動物委員会の第 24 回会合（AC24）で、取引と生息地の環境悪化が淡水エイに与える影響に関する情報収集を改善するよう、生息国に対して勧告がなされた。また、AC24 は取引と捕獲を管理するための規則を改善し、「国際取引が行われている観賞用の種に関する国内管理措置を支援し、取引データを改善し、強化するために」、附属書 III の利用を検討するよう勧告した。生息国がこれらの勧告に従い、どの程度の措置を講じたかは不明である。南米の淡水エイの生息国が、AC24 の関連する勧告をどのように実施したかを検討し、適宜、さらなる勧告と支援を提供するよう、第 16 回締約国会議の締約国の決定で動物委員会に命じることを推奨する。

反対

Paratrygon aiereba は南米の河川に広く分布する。肉と水槽展示用の生きている標本の国際・国内取引が行われている。個体数の減少が心配されているが、それを裏付ける情報は少ない。しかし、毎年、ブラジルとコロンビアから、数万のポタモトリゴン科 Potamotrygonidae（この属の上位分類）の淡水エイが輸出されており、生きている標本の取引が禁じられているブラジルからの違法な輸出ではないかと懸念される。この種が附属書 II 掲載基準を満たすと判断できるだけの十分な情報がない。

反対

分布域が広い *Potamotrygon motoro* と、それよりは分布域が狭いがなお十分に広範囲に生息する *P. schroederi* は、どちらも南米に生息し、観賞用として取り引きされる。局所的な減少の徴候はあるが、数量を示す情

提案 47

[コロンビア：パラトリゴン・アイエレバ *Paratrygon aiereba*]

(訳注：ポタモトリゴン科のエイ類)

次の注釈を付けて附属書 II に掲載：

関連する技術・管理上の問題を締約国が解決できるよう、*Paratrygon aiereba* のワシントン条約附属書 II 掲載の発効を 18 カ月遅らせる。

提案 48

[コロンビア、エクアドル：ポタモトリゴン・モトロ *Potamotrygon motoro*,

Potamotrygon schroederi]

(訳注：ポタモトリゴン科のエイ類)

次の注釈を付けて附属書 II に掲載：

関連する技術・管理上の問題を締約国が解決できるよう、

Potamotrygon motoro および *Potamotrygon schroederi* のワシントン条約附

属書 II 掲載の発効を 18 カ月遅らせる

提案 49

[デンマーク *：コルシカキアゲハ *Papilio hospiton*]

附属書 I から附属書 II へ移行。

見解

報はほとんどない。現状では、この種が附属書 II 掲載基準を満たすと判断できるだけの十分な情報がない。

* on behalf of the European Union Member States acting in the interest of the European Union

提案 50

[メキシコ：*Yucca queretaroensis*]

(リュウゼツラン科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

賛成

コルシカ島（フランス）とサルディニア島（イタリア）の固有種であるコルシカキアゲハ *Papilio hospiton* は、かつて欧州で最も希少なチョウの 1 種と考えられていたが、入手可能な証拠により、どちらの島でもかなり広く分布し、局所的に個体数が多い場所もあることが示唆されている。個体数は安定または増加していると考えられ、特に大きな脅威に直面していない。国際取引での高い需要はないものと思われ、EU の生息地指令 (Habitats Directive) により法的に保護され、両生息国の国内法による保護も受けている。従って、もはや附属書 I に掲げるための生物学的基準を満たすとは考えられない。

賛成

Yucca queretaroensis はメキシコの固有種である。低い繁殖成功率、低い世代交代率、1 世代が長いこと、特殊な生息地、特殊な受粉により、国際取引を目的とする成熟した個体の採取に非常に弱く、それは重大な脅威である。決議 9.24 (CoP15 で改正) 付記 2a 基準 B に記された基準に従い、附属書 II への掲載基準を満たすものと考えられる。また、同じ属の他の種および別の属で形態が類似する種と混同される可能性があるため、附属書掲載の効果的な施行のためには、法執行を促進するため

反対

賛成

賛成

の特定の識別資料を用意する必要がある。

一般名で「エレファントプラント (elephant plant)」と呼ばれる *Operculicarya decaryi* は、マダガスカル南部に広く分布し、局所的に数が多く、9 mまで成長する。近年、園芸植物として取引するために数千株が輸出されたが、2006年以降は輸出の記録がない。この種は人工的に繁殖させた植物として広く入手可能である。入手可能な情報に基づき、この種は附属書Ⅱ掲載基準を満たさないと考えられる。

業界で総称的に「フーディア (hoodia)」と呼ばれるこの種は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカで、種に薬用目的で採取される。14種で構成されるこの属は、ワシントン条約の第13回締約国会議で注釈#9を付けて附属書Ⅱに掲載された。この注釈改正案の目的は、元の提案の意図を明確にするよう注釈を変更することにより、3カ国が個別に各国の生産者と商業契約を結び、製品がワシントン条約の規定から免除されることを示す独自のラベルを発給できるようにすることである。この提案はそれ以外の影響を与えない。

チョウセンニンジン *Panax ginseng* とアメリカニンジン *Panax quinquefolius* は、根が薬用に利用される薬用植物である。アメリカニンジンはカナダと米国に自生する。チョウセンニンジンは中国、北朝鮮、韓国、ロシアに自生する。この改正案の目的は、製造された製品がワシントン条約規定の対象となるかどうかに関して最初の掲載で生じた混乱と取り組むことであり、これら2種に適用される既存の注釈#3を、「根全体ならびに薄く切られた根、および根の部分」から、免除されるものを明確にする文を追加し、次のような内容に変更することを提案している。「根全体ならび

提案 51

[マダガスカル：オペルクリカリア・デカリイ *Operculicarya decaryi*]
(訳注：ウルシ科の多肉植物)
附属書Ⅱに掲載。

提案 52

[ボツワナ、ナミビア、南アフリカ：フーディア属全種 *Hoodia spp.*]
フーディア属に関する注釈#9をより明瞭にする目的で次のように改正：
ラベルが添付されたものを除くすべての部分および派生物：
関連ワシントン条約管理当局との合意（[ボツワナの合意 No. BX/xxxxx]、[ナ
ミビアの合意 No. NA/xxxxx]、[南アフリカの合意 No. ZA/xxxxx]）に基づいて、
管理された採集および生産から取得されたフーディア属の原料からつくられてい
る。

提案 53

[米国：チョウセンニンジン *Panax ginseng*、アメリカニンジン
Panax quinquefolius]
附属書Ⅱに掲載されているチョウセンニンジン、およびアメリカニンジンの注釈
を改正。
注釈#3に下線の文を追加して改正：
根全体ならびに薄く切られた根、および根の部分を指定し、粉末、丸粒、抽出液、
強壮剤、茶、菓子類などの製造された部分または派生物を除く。

提案 54[ブラジル：*Tillandsia kautskyi*]

(アナス科の植物)

附属書 II から削除。

に薄く切られた根、および根の部分を指定し、粉末、丸粒、抽出液、強壮剤、茶、菓子類などの製造された部分または派生物を除く」。提案された文章により、これらの種の掲載に含まれる種と含まれない種が明確になるものと考えられる。

賛成

Tillandsia kautskyi は、ブラジルのエスピリト・サントで採取された標本数例のみが記録されている希少な着生のアナス科の植物である。生息域は狭く、輸出向けの大規模な採集には耐えられそうもない。しかし、愛好家の間で需要は続いている。現在取り引きされている標本の唯一の供給源は人工繁殖であると報告されている。1992 年に附属書 II に掲載されて以来、野生で採取された植物の輸出は報告されておらず、野生での採取または違法取引が続いていることを示す証拠はない。

賛成**提案 55**[ブラジル：*Tillandsia sprengeliana*]

(アナス科の植物)

附属書 II から削除。

Tillandsia sprengeliana は、ブラジルの数州に自生する着生のアナス科の植物である。多様な生息地に自生し、今も引き続き需要はあるが、現在取り引きされている標本の唯一の供給源は人工繁殖であると報告されている。1992 年に附属書 II に掲載されて以来、野生で採取された植物の輸出は報告されておらず、野生での採取または違法取引が続いていることを示す証拠はなく、いくつかの地域個体群が保護区内に存在する。

賛成**提案 56**[ブラジル：*Tillandsia sucrei*]

(アナス科の植物)

附属書 II から削除。

Tillandsia sucrei は、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ州に自生する希少な着生のアナス科の植物である。生息域は非常に狭く、輸出向けの大規模な採集には耐えられそうもない。しかし、愛好家の間で需要は続いている。現在取り引きされている標本の唯一の供給源は人工繁殖であると

賛成

報告されている。1992年に附属書Ⅱに掲載されてから20年間、野生で採集された植物の輸出は報告されておらず、野生での採取または違法取引が続いていることを示す証拠はない。

Dudleya stolonifera と *D. traskiae* は米国固有の多肉植物で、1983年の附属書Ⅰ掲載または2000年の附属書Ⅱ掲載以来、どちらの種についても輸出は記録されていない。米国内で国内法および州法により保護されていること、人が近寄りにくい遠隔地に自生すること、国際的需要が明らかに低いことを考慮すると、国際取引向けの野生の標本採取が行われる見込みはほとんどない。また、ワシントン条約附属書からの削除が取引を刺激する見込みもほとんどない。この種はもはや附属書Ⅱ掲載基準を満たさないものと考えられる。

賛成

2010年にマダガスカルが貴重な木材の輸出を禁じる法律を定めたにもかかわらず、カキノキ属全種 *Diospyros* spp. は近年、高水準の無規制で違法な国際取引の対象となっている。一部の種の分布域が狭いことが知られており、*D. perrieri* はマダガスカル西部から消滅したと考えられている。マダガスカルで起きている大規模な森林破壊、黒檀を産する木の高い伐採率、黒檀を産する木の1世代が一般に長いことを考慮すると、一部の種は附属書Ⅱ掲載基準を満たす可能性がある。説得力のある主張として、取引による脅威を軽減するためのマダガスカルの対策を、この掲載が強化することが考えられる。

種レベルでカキノキ属を正確に識別する方法がなく、属全体の掲載は附属書Ⅱへの掲載の執行を促進する。しかし、この掲載の効果的な施行の

提案 57

[米国：*Dudleya stolonifera*、*Dudleya traskiae*]

(ベンケイソウ科の植物)

附属書Ⅱから削除。

提案 58

[マダガスカル：カキノキ属全種 *Diospyros* spp.]

マダガスカルの個体群を附属書Ⅱに掲載し、注釈により、丸太、製材品および薄板などの材料に限定する。

見解

提案 59

[ブラジル：ローズウッド（ボアドローズ）*Aniba rosaeodora*]

注釈 #12 を改正し、

丸太、製材品、薄板、合板および精油とする。

ためには、種識別マニュアルの作成と、この属を取り引きする国での実施能力育成が必要である。マダガスカルは、掲載を実施するための一貫性のある法的枠組み、および十分な監視ならびに執行能力を整備するために、実質的な補助を必要とする。

ローズウッド（ボアドローズ）*Aniba rosaeodora* はブラジル、コロンビア、エクアドル、フランス領ギアナ、ガイアナ、ペルー、スリナム、ベネズエラに分布する樹木である。油およびそれから作る製品の輸出を目的とする採取に関して懸念があり、それを主な根拠として、2010 年に附属書 II に掲げられた。掲載の注釈 #12 には、「丸太、製材品、薄板、合板および精油（包装された小売取引用に準備された完成品を除く）」と記されている。

この改正案では、注釈の内容を「丸太、製材品、薄板、合板および抽出物」に変更するよう提案している。しかし、そのように改正した場合、ワシントン条約の規定に完成品を含める結果になり、それは提案国の意図とは異なると思われる。

カンボジア、ラオス人民民主共和国、タイ、ベトナムに分布するシタン（ホンシタン）*Dalbergia cochinchinensis* の輸出は全生息国で禁じられているが、違法な採取と大量の国際取引が続いている。近年、特に中国で需要が著しく上昇している。この種の分布は分断しており、密度は比較的低い。IUCN の危急種（VU）に分類され、個体数は生息域全体で減少している。この種の木材は高価で、生息地の破壊と環境悪化などの他の脅

「丸太、製材品、薄板、合板および抽出物。包装された小売取引用に準備された完成品を除く」のように文を追加することを条件として賛成。

賛成

賛成

威も加わることから、この種は附属書Ⅱ掲載基準を満たすと考えられる。

中米に分布する樹木、ココボロ *Dalbergia retusa* の生息地では、乱開発が進み、環境が悪化し、生息地が分断している。この種の木材に対する高い需要があり、生息域の一部では、すでに商業利用が成立しない水準にまで減少している可能性がある。IUCN の危急種（VU）と分類されている。現在、国際取引での需要に対し、プランテーションと個人経営の林産地からの供給もあるが、野生個体群の取引と比較して、それらの取引の水準がどの程度であるかは不明である。現在の取引による脅威は判断しにくいが、掲載を正当化できるだけの十分な懸念がある。

サザンアメリカンローズウッド *Dalbergia granadillo* の材はココボロの材と識別できないと考えられ、同じ名称で取り引きされる。ココボロを附属書Ⅱに掲げるとすれば、サザンアメリカンローズウッドの附属書Ⅱ掲載は掲載の執行を大幅に促進する。

賛成

ホンジュラスローズウッド *Dalbergia stevensonii* は、ベリーズ南部に集中する非常に狭い地域に分布し、林産資源の急速な減少が進んでいる。生息地の環境悪化、分断、違法伐採により存続が脅かされている。楽器と家具の製造を目的として、この種の材に対する高い国際的需要がある。近年、ローズウッド全般に対する需要が増えており、特にアジアで顕著に上昇している。ベリーズでの伐採と輸出の一時停止措置にもかかわらず、違法伐採が続き、近年、採取が著しく増加したと報告されている。この種は附属書Ⅱ掲載基準を満たすと考えられる。この掲載を効果的に施行するために、ベリーズの法執行能力を強化するための国際的な補助と支援

提案 61

[ブラジル：ココボロ *Dalbergia retusa*、
サザンアメリカンローズウッド *Dalbergia granadillo*]
附属書Ⅱに掲載。

提案 62

[ブラジル：ホンジュラスローズウッド *Dalbergia stevensonii*]
附属書Ⅱに掲載。

見解

が必要と考えられる。

提案 63

[マダガスカル：ツルサイカチ属全種 *Dalbergia* spp.]

マダガスカルの個体群を附属書Ⅱに掲載し、注釈により、丸太、製材品および薄板などの材料に限定する。

ツルサイカチ属全種 *Dalbergia* spp. は生息地の破壊、環境悪化、違法採取により、存続が脅かされている。マダガスカル政府は2010年に、その後2～5年間、マダガスカル国内のローズウッドのすべての採取、輸送、輸出を無条件で禁じる法令を発布した。この禁止措置が、まだ有効であるかは不明である。一部の種の木材は高価で、近年、国際取引が激増している。1998年、IUCNはツルサイカチ属43種中36種に関し、存続が脅かされていると認定した。ローズウッドを産するツルサイカチ属の一部は、近年、集中した伐採が行われている地域の狭い範囲内に分布する。輸出量の激増に加え、これらの樹種の1世代が全般的に長いことを考慮し、一部の種は少なくとも附属書Ⅱ掲載基準を満たすと考えられる。説得力のある主張として、取引による脅威を軽減するためのマダガスカルの対策を、この掲載が強化することが考えられる。

ツルサイカチ属を種レベルで識別する手法がなく、属としての掲載は実施を促進すると同時に、この種の分類に関する現在の混乱にも対応できる。しかし、この掲載の効果的な施行には、種識別マニュアルの作成と、この属を取り引きする国での実施能力育成が必要である。マダガスカルは、掲載を実施するための一貫性のある法的枠組み、および十分な監視ならびに法執行能力を整備するために、実質的な補助を必要とする。

賛成

提案 64

[マダガスカル：センナ・メリディオナリス *Senna meridionalis*]

(訳注：マメ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

反対

タラビー (Taraby) という一般名で知られる *Senna meridionalis* はマダガスカル南部に分布し、局所的には希少ではないと推定されている。世界各地で売られているが、概して量は少ない。販売される植物は、挿し木で育てた小さい個体から、原産国が不明な大きい個体まで、さまざまである。2000 年代初期に、一部で野生からの採取が行われたことが判明している。2006 年以降、マダガスカルからの輸出は報告されていない。この種の分布に加え、生息国からの最近の取引の報告がないことから、この種は附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 65

[マダガスカル：アデニア・フリングラベンシス *Adenia firingalavensis*]

(訳注：トケイソウ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

ロコランガ (Lokoranga) という一般名で知られる *Adenia firingalavensis* は、マダガスカル固有の多肉低木である。広く分布し、普通に見られると報告されている。農地の拡大、野焼き、木炭生産などの要因により、生息地は影響を受けている。国際取引では、発達した挺幹を有する生きている成体、小さい個体、種子が取り引きされる。種子からの繁殖は容易であるが、時間がかかり、挿し木による繁殖が可能である。ある程度の野生からの採取が行われているが、全体的には需要は比較的低く、2006 年以降、輸出は報告されていない。この種はワシントン条約の附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 66

[マダガスカル：アデニア・サブセッシリフォリア *Adenia subsessifolia*]

(訳注：トケイソウ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

カタカタ (Katakata) という一般名で知られる *Adenia subsessifolia* は、マダガスカル固有の多肉植物である。マダガスカル南部に分布し、分布域内で比較的広く生息すると報告されている。生息地は農地開拓、木炭生産、野焼きにより影響を受けている。野生の個体を含め、この種は園芸種として少量が国際的に取り引きされるが、2006 年以降、輸出は報告されていない。野生の成体を石灰岩から傷つかないように引き抜くことは非常に難

見解

提案 67

[マダガスカル：*Uncarina grandidieri*]

(ゴマ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

しいと報告されている。それに対し、人工繁殖は容易と言われる。この種はワシントン条約の附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

Uncarina grandidieri はマダガスカル南部と南西部に広く分布する。この種は栽培され、繁殖は容易と報告されている。マダガスカル国外での最近の取引は、主に種子または繁殖個体と考えられる。かつて全部または大部分が野生からの採取と推定される輸出が行われたことがあるが、生息国からの継続的な輸出を示す徴候はない。観察された密度から推定されるこの種の個体数と比較すると、報告された取引の規模は小さい。入手可能な情報に基づき、この種はワシントン条約の附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 68

[マダガスカル：*Uncarina stellulifera*]

(ゴマ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

Uncarina stellulifera はマダガスカル南西部の比較的広い地域に分布する。この種は栽培され、繁殖は容易と報告されている。マダガスカル国外での最近の取引は、ほぼ全部が種子であると思われる。かつて全部または大部分が野生からの採取と推定される輸出が行われたことがあるが、生息国からの継続的な輸出を示す徴候はない。観察された密度から推定されるこの種の個体数と比較すると、報告された取引の規模は非常に小さい。入手可能な情報に基づき、この種はワシントン条約の附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 69

[ケニア：*Osyris lanceolata*]

(ビャクダン科の植物)

Osyris lanceolata は、油とそれから作る製品を目的として東アフリカで利用され、ケニアとタンザニアで個体数が減少したと報告されている。しかし、この種は非常に広く分布し、ケニアとタンザニア以外で少なくとも局

附属書 II に掲載。

所的には普通に見られ、他の国での大規模な利用を示す証拠はない。入手可能な情報に基づき、この種はワシントン条約の附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

ケニアとタンザニア、それぞれ自国の個体群に関して附属書 III への掲載を検討できるであろう。また、*O. lanceolata* の持続的な収穫を目的とする認証制度の導入を続けるよう推奨する。国内の持続的可能な採取プログラムでは、*Rhus natalensis* や *Carissa spinarum* など、半寄生植物の寄主植物に対して採取が与える影響も考慮に入れること。

沈香を産するアクイラリア属 *Aquilaria* spp. とギリノップス属 *Gyrinops* spp. は、中東と東アジアでの国際的需要を満たすための野生での過剰な採取により存続が脅かされている。現在、多くの国が沈香のプランテーションでの栽培を実施し、あらゆる形態の沈香製品を市場に供給し始めており、それらは人工的に繁殖した製品（ソースコード A (source code A)）として取り引きされている。人工繁殖の問題が今回の締約国会議の決議案で(CoP16 Doc 67.2を参照)取り上げられている。この改正案の目的は、沈香取引規制の実施と執行を簡素化することであり、CoP16 Inf. 3 に沈香製品用語集が添付されている。しかし、この提案に含まれる一部の要素の意図として、決議 11.21 (CoP15 で改正) で薬用植物に関する注釈についてのガイダンスとして提供された原則と取り組んでいるかどうかが明白ではない。それは、「規制は、原産国からの輸出品として最初に国際取引に現れる商品について集中的に行う。その範囲には原料から加工製品まで含まれる。規制は野生由来資源の取引と需要にかかる商品のみを含む」という原則で、ここではウッドチップ、粉末、油を意味する。この提

以下の条件付きで
賛成。

- i) 沈香製品のみに適用される手回り品の免除に関して CoP16 Doc. 47 で提案される決議 13.7 (CoP14 で改正) の改正と一致し、それと矛盾しないよう、この改正案および改訂した注釈の内容を整備すること。
- ii) 純粹な沈香油 1

提案 70

[中国、インドネシア、クウェート：アクイラリア属全種 *Aquilaria* spp.、ギリノップス属全種 *Gyrinops* spp.]

(訳注：沈香)

附属書 II に掲載されたアクイラリア属 *Aquilaria* spp. およびギリノップス属 *Gyrinops* spp. への注釈を削除し、新しい番号が付いた以下の新しい注釈に置き換える：

次のものを除くすべての部分および派生物：

- a) 種子および花粉；
- b) 試験管中で固体または液体の培地によって得られた実生または組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの；
- c) 果実；
- d) 葉；
- e) 沈香油の含有率が 15% 未満の混合油で、以下の文言のラベルが添付されたもの：「XX (輸出国名) のワシントン条約管理当局の協力のもと、管理され

た採集および生産を通じて取得した沈香を xx% 含む混合油」；ラベルの見本および関連輸出業者リストは、関係国から事務局に伝えられ、全締約国に通達により伝えられる；

- f) 可溶成分を除去した沈香粉末で、すべての形状の圧縮粉末を含む；
- g) 包装されたもので小売取引用に準備されたもので、ビーズ、数珠および彫刻品を除く。

案は、15% 未満の混合油と純度 100%までの高濃度の沈香油との識別や、沈香の粉末と「可溶成分を除去した粉末」との識別など、法執行官が直面しそうな問題と取り組む必要がある。

l を製造するためには必要な沈香の量に関し、高濃度の油を「15% 未満の混合油」として虚偽の申告を行うという抜け道の可能性を排除するために、e) 段落に文を追加すること。
iii) 生息国からの輸出地点か輸入地点のいずれかで、沈香粉末を「可溶成分を除去した粉末」として虚偽の申告を行うことを防ぐために、明確な指定を提示する文を f) 段落に追加すること。これは生息国

からの輸出割当量に従い指定される量および形態も取り上げるべきである。さらに、純粹な粉末と可溶成分を除去した粉末の混載貨物が免除されることを回避するために、その段落で「可溶成分を除去した粉末100%」と指定することも可能である。

iv) 完成品に関するg) 段落で、免除が適用されない製品の種類に加え、免除が適用される製品の種類も指定すること。

提案 71

[マダガスカル：キフォステンマ・ラザ *Cyphostemma laza*]

(訳注：ブドウ科の多肉植物)

附属書 II に掲載。

Cyphostemma laza はマダガスカルに広く分布する。全体的な個体数は多いか、または非常に多いと推定される。この種は栽培され、野生からの採取も行われ、ある程度の量が輸出されている。全部ではないが、輸出された個体の大部分が野生から採取されたものと推定される。しかし、2006 年以降、生息国からの輸出は報告されていない。輸出向けの採取が局所的な枯渇を招いた可能性はあるが、広い分布域を考慮すると、全国的な個体数に対する影響は無視できる程度と考えられる。入手可能な情報に基づき、この種は附属書 II 掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

表紙の写真のクレジット（左から）：

Mangshan Pit-viper *Protobothrops mangshanensis* © Viperskin, Flickr Creative Commons
Hoodia *Hoodia flava* © Martin Heigan, Flickr Creative Commons
White Rhinoceros *Ceratotherium simum*, female and calf © Martin Harvey / WWF-Canon



IUCN／トライフィックの第16回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に関する分析のサマリー(*The IUCN/TRAFFIC Analyses of the proposals to amend the CITES Appendices at the 16th Meeting of the Conference of the Parties*)

http://www.iucn.org/about/work/programmes/species/our_work/species_and_policy/iucn_traffic_analyses_of_proposals_cites_cop16/ または
<http://www.traffic.org/cop16>

IUCN／トライフィックの第16回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に関する分析のサマリー(*Summaries of the IUCN/TRAFFIC Analyses of the proposals to amend the CITES Appendices at the 16th Meeting of the Conference of the Parties*)

<http://www.traffic.org/cop16> または <http://www.trafficj.org/cop16/>

トライフィックの第16回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に対する見解(*TRAFFIC Recommendations on the proposals to amend the CITES Appendices at the 16th Meeting of the Conference of the Parties*)

<http://www.traffic.org/cop16> または <http://www.trafficj.org/cop16/>

This document was published with the kind support of



TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature.
Website: www.traffic.org

TRAFFIC is a strategic alliance of IUCN and WWF.

Website: www.traffic.org (英語)
www.trafficj.org (日本語)

TRAFFIC International is a UK Registered Charity No. 1076722 and a Registered Limited Company No. 3785518

TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of

